

資料 4 - 1

(4 - 1 - 1 ~ 4 - 1 - 3)

# 説明資料

(諮問第 512 号関係)

- ・ まさば及びごまさば対馬暖流系群



「別紙 2-16 まさば及びごまさば対馬暖流系群」における漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る規定の追加について

1 変更の趣旨

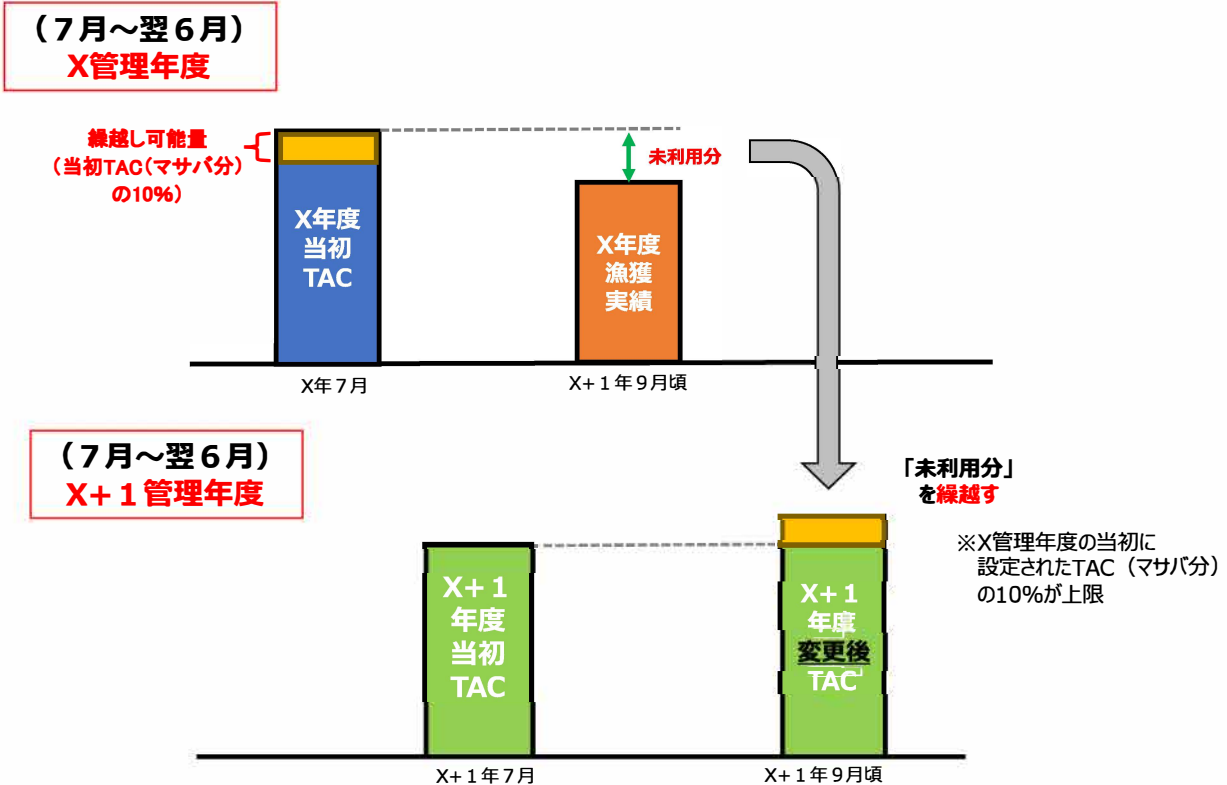
配分数量の遵守のために抑制的に操業した結果として生じた T A C の未利用分の有効活用のため、未利用分が発生した管理年度のまさばの生物学的許容漁獲量の 10% を上限として、翌管理年度に繰り越す規定を新たに設けることとする。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおり。

変更後	変更前
<p>(別紙2-16 まさば及びびごまさば対馬暖流系群)</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 漁獲可能量の未利用分の繰越しについて</u>  <u>管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、第4の3(1)①の規定に基づき算出した数量の10パーセントを上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。</u></p> <p><u>4・5</u> (略)</p> <p>第7～第9 (略)</p>	<p>(別紙2-16 まさば及びびごまさば対馬暖流系群)</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3・4</u> (略)</p> <p>第7～第9 (略)</p>

- 配分数量の遵守のために抑制的に操業した結果として生じたTACの未利用分の有効活用のため、未利用分が発生した管理年度のまさばの生物学的許容漁獲量の10%を上限として、翌管理年度に繰り越す規定を新たに設けることとする。



### 【参考】「TAC未利用分の繰越し」に係る試算結果

研究機関に対し、リスク試算を求めたところ、繰越率が10%以下であれば、約10年後に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は50%以上であり、また、限界管理基準値を下回る可能性はなく、許容可能であるとの結果が示された(下表)。

パターン	漁獲量			漁獲圧	親魚量				
	2026年平均漁獲量(万トン)	2026-2035年平均漁獲量(万トン)	2026-2035年漁獲量平均年変動	2026-2035年漁獲圧がFmsyを上回る平均年数	2035年親魚資源量が目標管理基準値を上回る確率	2036年親魚資源量が目標管理基準値を上回る確率	2026-2035年親魚資源量が限界管理基準値を下回る平均年数	2026-2035年親魚量平均年変動	
1	繰越繰入なし	30.4	27.4	8%	0.00	62%	0.00	10%	
2	繰越率5%	28.9	27.4	14%	4.80		56%	0.00	11%
	繰越率10%	27.4	27.5	25%	5.00		51%	0.00	12%
	繰越率15%	25.9	27.5	38%	5.00		46%	0.00	14%
	繰越率20%	24.3	27.6	52%	5.00		41%	0.00	16%



**令和 8 管理年度における  
漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について  
(まさば及びごまさば対馬暖流系群) (案)**

## 1 背景

令和 8 管理年度において、まさば及びごまさば対馬暖流系群の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の了承を得て、事後報告で対応できることとしている。

- (1) 資源管理基本方針別紙 2 に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う、国の留保からの配分に伴う数量の変更
- (2) 資源管理基本方針別紙 2 の規定に基づき行う、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更
- (3) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 7 年 10 月 22 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更
- (4) 資源管理基本方針別紙 2 の規定に基づき行う、漁獲可能量の調整が行われた管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分の翌管理年度の国の留保への戻し入れに伴う数量の変更

## 2 令和 8 管理年度の取扱い

上記 1 に加え、以下に掲げる数量の変更についても、事後報告で対応できることとする。

- ・資源管理基本方針別紙 2 の規定に基づき行う、管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分の翌管理年度の国の留保への繰り越しに伴う数量の変更

## 3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

#### 4 上記 1 及び 2 によるもの以外の変更の取扱い

上記 2 によるもの以外の変更の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更を行おうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項）。